

ケース&確認書類で学ぶ

相続手続き

ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

八木正宣

会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 4 法定相続情報一覧図で見るときのポイント

お客様から相続預金の名義変更を依頼され、戸籍謄本等に代わって認証文付き法定相続情報一覧図の写しを提出されました。この書類はどんな特徴を持ち、どのように確認すればよいのでしょうか。



サンプル●法定相続情報一覧図の写し

法定相続番号 1234-56-78910

被相続人近代太郎法定相続情報

最後の本籍 東京都中野区東中野●●番地
最後の住所 東京都中野区東中野●●番地

出生 昭和29年3月3日
死亡 平成30年3月15日
(被相続人)
近代太郎

住所 栃木県宇都宮市一番町●●番地
出生 昭和53年4月6日
(長男)
近代一郎

住所 東京都中野区東中野●●番地
出生 昭和29年12月20日
(妻)
近代花子 (申出人)
以下余白

作成日：平成30年5月28日
作成者：司法書士 東城 大治 (東京都渋谷区渋谷●●番地)

平成30年6月2日
東京法務局中野出張所 登記官 山田 一

整理番号 〇〇〇〇〇 1/1

一覧図の写しは、金融機関にと確認作業の負担が少ない

一覧図の写しは、金融機関にと確認作業の負担が少ない

一覧図の写しは、金融機関にと確認作業の負担が少ない

作成日や交付日を確認し有効性があるかチェック

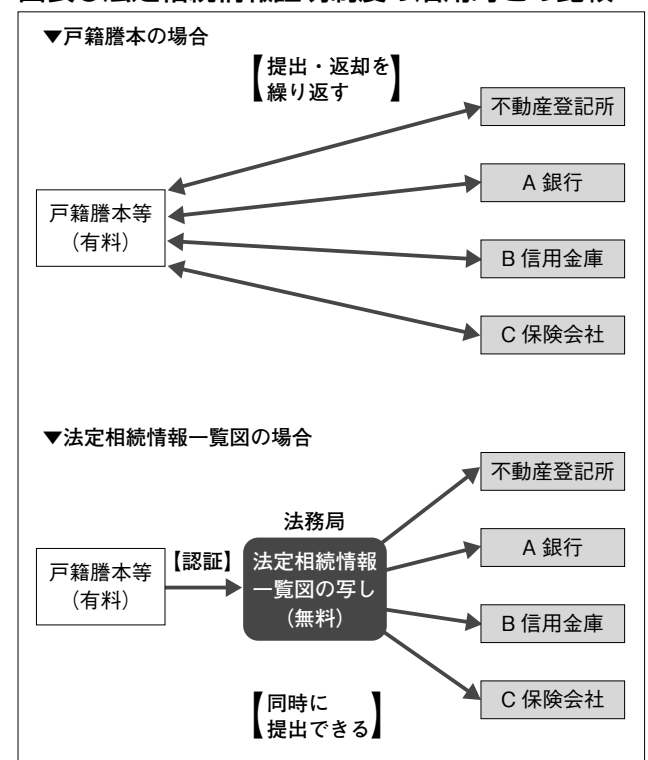
相続届等に相続人全員の記載があるかどうか確認

法務局の認証を受けた書類であるかを確認

これは、平成30年5月28日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

注) 本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

図表●法定相続情報証明制度の活用時との比較



今回は、戸籍謄本に代わる書類として「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」(以下、一覧図の写し)を取り上げます。金融機関における相続手続きでは、相続人は被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人の現在の戸籍謄本等の束を提出するケースが少なくありません。ただし、複数の金融機関で相続手続きを行う場合、戸籍の束を1セットしか用意していなければ、相続人は戸籍の束を提出して返却を受けるといった手間を何度か繰り返すこととなります(図表)。

しかし、2017年5月29日にスタートした「法定相続情報証明

制度」の活用により、そうした手間が大幅に削減されます。法定相続情報証明制度とは、相続人が登記所(法務局)に前述した戸籍の束と相続関係を一覧に表した図を提出し、登記官がその一覧図を認証することにより、一覧図の写し(サンプル)の交付を受けることができる制度です。一覧図の写しは戸籍の束の代わりに用いることができます。

一覧図の写しを入手するために

一覧図の写しは、預貯金の名義変更をはじめ、保険金の請求や保険契約の名義変更、有価証券等の名義変更、不動産の相続登記、相続税申告等で利用ができます。

戸籍の束を取得する必要はあるものの、一覧図の写しは1回の認証手続きで複数取得できます。それゆえ、複数の金融機関で相続手続きを同時並行に進めることが可能です。なお、一覧図の写しは何通取得しても無料です。

一覧図の写しは、預貯金の名義変更をはじめ、保険金の請求や保険契約の名義変更、有価証券等の名義変更、不動産の相続登記、相続税申告等で利用ができます。

POINT

- 一覧図の写しは登記所に戸籍謄本等の束と相続関係の一览図を提出し認証・交付される
- 戸籍謄本等の束の代わりになりお客様の手続きの負担が軽減